

# 熊本地震の各種被災者支援制度 申請はお済みですか？

## ■5月13日で申請期限を迎える制度

支援制度	申請期限	対象世帯
<b>災害義援金</b> 熊本地震による被害区分に応じて10万円～87.7万円が支給される制度	<b>令和3年 5月13日</b>	熊本地震で以下の被害を受けた世帯 ・全壊の被害を受けた世帯 ・大規模半壊または半壊の被害を受けた世帯 ・大規模半壊または半壊の被害を受け、やむを得ずその住宅が解体された世帯 ・1か月以上の治療を要する重傷を負った方 ・一部損壊の被害を受け、修理費用に100万円以上支出した世帯※ ※共同住宅の共用部分の修理の場合は、修理費について事前に審査が必要です。また個人の住宅の場合でも修理内容の確認等に時間を要する場合があります。早めに相談ください。
<b>被災者生活再建支援金(基礎支援金)</b> 熊本地震の被災世帯に対して最大100万円(※)が支給される制度 ※被災世帯人数が2人以上の全壊または解体世帯の額		・全壊の被害を受けた世帯 ・大規模半壊の被害を受けた世帯 ・半壊の被害を受け、やむを得ずその住宅が解体された世帯 ・敷地に被害が生じ、やむを得ずその住宅が解体された世帯

※以下の制度は申請期限が過ぎていますが、やむを得ない理由で申請できなかった方は申請できる場合があります。5月13日までに相談ください。

- ・一部損壊の被害を受け、平成28年4月～平成29年4月の間に、児童扶養手当を受給した世帯への義援金
- ・一部損壊の被害を受け、世帯全員が平成28年度の住民税非課税の世帯への義援金
- ・全壊・大規模半壊・半壊・解体世帯の世帯全員が平成30年度の住民税非課税の世帯への義援金

## ■申請期限を延長する制度

受付場所 区役所福祉課 ※お住まいの区以外の区役所でも申請は可能です。

受付時間 平日 午前8時半～午後4時

問い合わせ先 区役所福祉課、健康福祉政策課

支援制度	申請期限	対象世帯
<b>すまいの再建4つの助成金</b> 熊本地震の被災世帯が再建先に入居した場合に、再建方法に応じて助成する以下の①～④の制度 ①自宅再建利子助成 ②リバースモーゲージ利子助成 ③民間賃貸住宅入居支援助成 ④転居費用助成	令和3年 3月31日 ↓ <b>令和4年 3月31日</b>	県内の再建先に入居した以下の世帯 ・全壊の被害を受けた世帯 ・大規模半壊の被害を受けた世帯 ・半壊の被害を受け、やむを得ずその住宅が解体された世帯 ・応急仮設住宅を退去した世帯 ※①自宅再建利子助成には収入要件があります。 ※②リバースモーゲージ利子助成は半壊または一部損壊の被害を受けた世帯も対象となります。
<b>被災者生活再建支援金(加算支援金) (※1)</b> 熊本地震の被災世帯が住宅を再建する際に、再建方法に応じて最大200万円(※2)が支給される制度 ※1 加算支援金を申請するためには、基礎支援金の申請(同時申請可)が必要です。 ※2 被災世帯人数が2人以上で、再建方法が住宅の建設または購入の場合の額	令和3年 5月13日 ↓ <b>令和4年 5月13日</b>	以下の世帯のうち、住宅を建設・購入、補修、賃貸住宅への住み替えによって再建した世帯 ・全壊の被害を受けた世帯 ・大規模半壊の被害を受けた世帯 ・半壊の被害を受け、やむを得ずその住宅が解体された世帯 ・敷地に被害が生じ、やむを得ずその住宅が解体された世帯

(健康福祉政策課 ☎096-328-2972)

# 6月1日から 営業許可や届出が新たに必要になる業種があります！

食品衛生法の改正により、これまで営業許可が不要だった場合でも**新たに許可が必要となる業種**があります。

また、営業許可業種でなくても、公衆衛生に与える影響が少ない業種(届出対象外業種)以外のすべての食品等事業者は、保健所に**届出が必要**になります。



### 営業許可業種

飲食店営業、菓子製造業など全32業種

液卵製造業と食品の小分け業は新設されます。新設される業種の営業を行っている場合は令和6年5月31日までに許可申請手続きを行ってください。

※現在食品衛生法の許可業種を取得しており、改正後も許可業種と区分される事業者は、現在の許可期限まで引き続き営業が可能ですので、新たな手続きは不要です。

### 営業届出業種

野菜果物販売業、弁当等の食品販売、農産保存食料品製造業、粉末食品製造業、精米・精麦業など

営業許可業種と届出対象外業種以外はすべて届出業種になります。

届出業種の営業を行っている場合は11月30日までに届出手続きを行ってください。

### ※届出対象外業種とは…

食品・添加物の輸入業、食品・添加物の貯蔵または運搬のみをする営業(冷凍・冷蔵倉庫業を除く)、容器包装に入った長期間常温で保管可能な食品の販売業などのことです。

### HACCPに沿った衛生管理と食品衛生責任者の設置が義務化

営業許可業種と営業届出業種はHACCPに沿った衛生管理と食品衛生責任者の設置が必要です。また、リコール(自主回収)を行う際に行政に報告することが義務付けられます。

### ※HACCPに沿った衛生管理とは…

①衛生管理の計画書を作り、②計画を実行し、③行ったことを記録することで、衛生管理を「見える化」することです。

衛生管理計画書の作成にあたっては、厚生労働省ホームページに掲載されているHACCPの考え方を取り入れた手引書を活用しましょう。

それぞれの業種の詳細や、届出方法など詳しくは、市ホームページまたは食品保健課へ。



(食品保健課 ☎096-364-3188)